

市第196号議案

横浜市議会の議決に付すべき財産の取得または処分に関する条例の一部改正

1 改正の内容

「横浜市議会の議決に付すべき財産の取得または処分に関する条例」第2条に規定されている土地の議決の面積要件について、現行の一件20,000平方メートル以上から、地方自治法施行令（以下「自治令」という。）別表第四に規定されている「一件10,000平方メートル以上」に改めます。

《参考1「新旧対照表」・参考2「根拠法令」参照》

2 本条例のこれまでの改正の経緯

昭和39年3月 4月	条例制定（条例第4号） 施 行
昭和48年6月	一部改正 <議員提案> ・議決金額を4,000万円から1億円、土地の面積要件を1件10,000㎡から20,000㎡に緩和
昭和61年9月	一部改正 <当局提案> ・不動産の信託の受益権の買い入れ・売払いを追加（地方自治法改正の対応）

3 今回の改正の理由

社会情勢及び市民意識の変化等を踏まえ、市会の審議事項に関する事ではありますが、面積要件を「10,000㎡以上」に引き下げ、市会で十分に審議いただくこととします。

なお、金額要件については、土地以外の財産にも適用されること、また、市内の地価水準を考慮し、従前のままとします。

<改正の背景>

○用途廃止施設の売却に対する関心の高まり

「横浜市資産活用基本方針」（平成22年3月策定）に基づき、用途廃止された学校、庁舎、市民利用施設の跡地など、10,000㎡を超える大規模土地の売却が今後も見込まれ、それらの大規模土地の後利用について市民の関心が高いこと

○みどりアップ計画への関心の高まり

大規模な緑地等の取得について関心が高まっていること

4 改正による影響

昭和48年の改正により、自治令「別表第四」に定められた土地の面積基準の10,000㎡以上、金額4,000万円以上で、現行の条例で定める面積20,000㎡未満までの案件については、年2回、報告書を市会に提出しており、過去3年間（21～23年度）の実績では、議決件数が年間あたり0～1件、報告書案件が6～10件となっています。

報告書案件の大半が議決を要することとなるため、年間10件前後が議案となる見込みです。

《参考3「議決・報告書案件件数一覧」参照》

5 施行期日

平成25年4月1日

（経過措置） 施行の日以後の土地の取得又は処分について適用し、同日前の土地の取得又は処分については、なお従前の例による。

参 考 1

新旧対照表

現行	改正案
<p>(市議会の議決に付すべき財産の取得又は処分)</p> <p>第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)</p> <p>第96条第1項第8号の規定により市議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は、予定価格100,000,000円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い(土地については、その面積が一件20,000平方メートル以上のものに係るものに限る。)又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。</p>	<p>(市議会の議決に付すべき財産の取得又は処分)</p> <p>第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)</p> <p>第96条第1項第8号の規定により市議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は、予定価格100,000,000円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い(土地については、その面積が一件10,000平方メートル以上のものに係るものに限る。)又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。</p>

参考 2

1 根拠法令の条文

(1) 地方自治法第96条第1項

普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(省略)

- 8 前二号に定めるものを除くほか、その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める財産の取得又は処分をすること。

(2) 地方自治法施行令(自治令)第121条の2第2項

地方自治法第96条第1項第8号に規定する政令で定める基準は、財産の取得又は処分の種類については、別表第四上欄に定めるものとし、その金額については、その予定価格の金額が同表下欄に定める金額を下らないこととする。

別表第四 (第二百二十一条の二関係)

上 欄	下 欄
不動産又は動産の買入れ若しくは売払い(土地については、その面積が都道府県にあつては一件二万平方メートル以上、 指定都市にあつては一件一万平方メートル以上 、市町村にあつては一件五千平方メートル以上のものに係るものに限る。)又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払い	都道府県 70,000 千円
	指定都市 40,000 千円
	市 20,000 千円
	町村 7,000 千円

2 主な指定都市の状況

	面積	金額
横浜市	20,000 m²以上	1 億円以上
大阪市	20,000 m²以上	7,000 万円以上
札幌市	15,000 m²以上	8,000 万円以上
仙台市	10,000 m ² 以上	8,000 万円以上
千葉市	10,000 m ² 以上	8,000 万円以上
さいたま市	10,000 m ² 以上	8,000 万円以上
川崎市	10,000 m ² 以上	8,000 万円以上
名古屋市	10,000 m ² 以上	8,000 万円以上
京都市	10,000 m ² 以上	8,000 万円以上
神戸市	10,000 m ² 以上	8,000 万円以上
広島市	10,000 m ² 以上	8,000 万円以上
北九州市	10,000 m ² 以上	8,000 万円以上
福岡市	10,000 m ² 以上	6,000 万円以上
(参考) 神奈川県	20,000 m ² 以上	1 億円以上

参 考 3

1 議決・報告書案件の件数一覧（土地の取得・処分）

	年度	議決案件			報告書案件			備 考
		件数	取得	処分	件数	取得	処分	
昭和	45	11	11					議決要件 ・10,000㎡以上 ・4,000万円以上
	46	11	11					
	47	12	12					
	48	1	1		4	4		
	49	1	1		3	3		
	50	2	2		0			
	51	6	6		14	14		
	52	1	1		5	5		
	53	2	2		6	6		
	54	5	5		20	20		
	55	7	6	1	11	11		
	56	7	5	2	11	11		
	57	3	3		15	15		
	58	3	3		20	20		
	59	0			10	10		
	60	1	1		10	9	1	
	61	0			11	11		
	62	1	1		10	9	1	
	63	0			9	7	2	
平成	元	1	1		10	10		議決要件 ・20,000㎡以上 ・1億円以上 報告書案件の要件 ・10,000㎡以上 20,000㎡未満 ・4,000万円以上
	2	0			10	9	1	
	3	0			10	10		
	4	1	1		13	13		
	5	0			14	14		
	6	0			4	3	1	
	7	0			8	8		
	8	0			7	6	1	
	9	0			3	3		
	10	2	2		1	1		
	11	0			7	7		
	12	0			0			
	13	0			0			
	14	0			4	4		
	15	1	1		2	1	1	
	16	0			3	3		
	17	1		1	1	1		
	18	0			10	10		
	19	2	1	1	13	13		
	20	1		1	9	9		
21	0			6	6			
22	0			10	9	1		
23	1	1		9	9			
総計		84	78	6	313	304	9	

2 過去3か年の議決・報告書案件の主なもの

年度	議決案件			報告書案件			
	区分	事業名	面積	取得		処分	
				事業名	面積	事業名	面積
H21				玄海田公園	1.9ha		
				寺家特別緑地	1.9ha		
H22				名瀬北特別緑地	1.9ha	旧並木第三小	1.6ha
				朝比奈特別緑地	1.8ha		
H23	取得	上郷「自然観察の森」緑地取得	12.7 ha	野七里特別緑地	1.9ha		
				今宿市民の森	1.9ha		